

# 『設備投資をお考えのお客様へ』

中小企業等経営強化法に基づく支援措置の活用のご提案です。

**税制措置：法人税について、即時償却又は取得価額の  
最大10%の税額控除が選択適用できます。**

指定期間：平成29年4月1日から令和3年3月31日まで

## **TSUNE** 中小企業経営強化法対応機種



全自動式丸鋸切断機 **TK5M-90GL**  
(高速回転/低速回転仕様)  
非鉄材切断仕様  $\Phi 10 \sim \Phi 90$   
ソーヘッド送り：サーボ+ボールネジ  
操作性と生産性向上



全自動式超硬丸鋸切断機 **TK-80GL**  
切断仕様  $\Phi 10 \sim \Phi 80$   
従来機よりさらにサイクルタイム短縮  
生産性向上



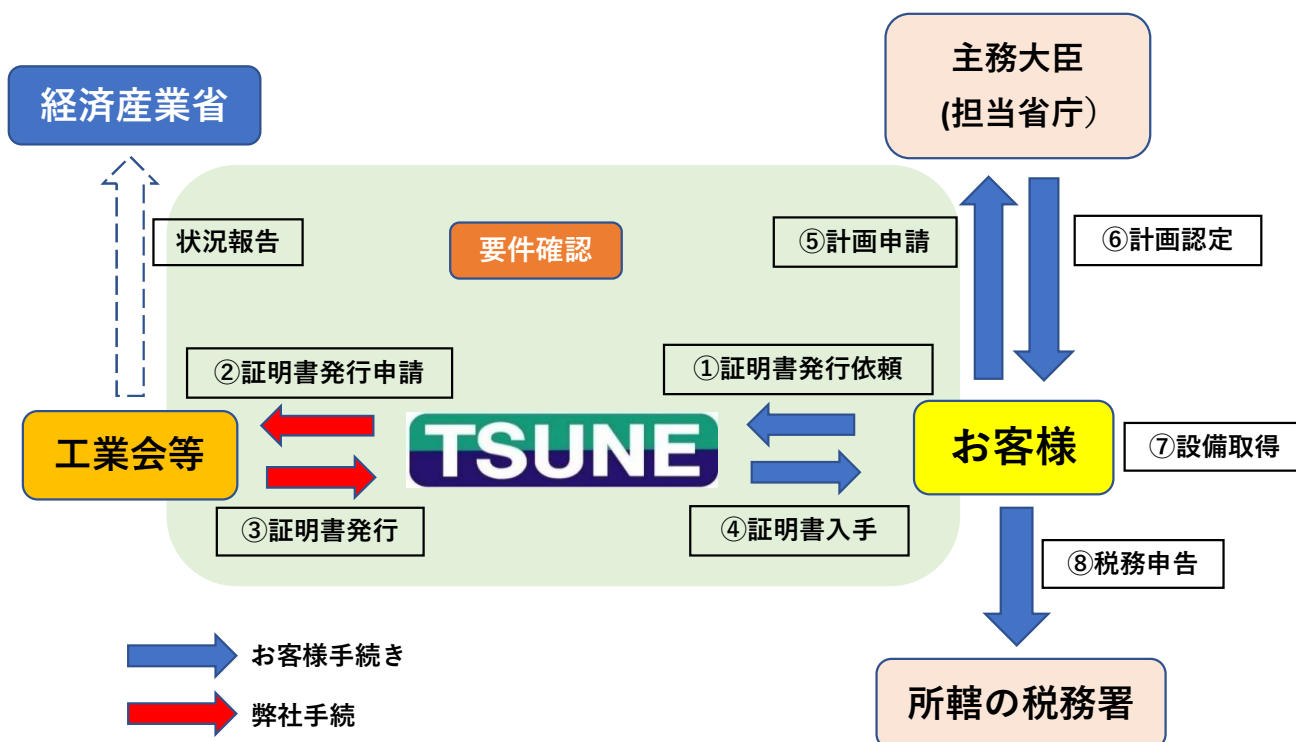
全自動式両端加工機 **TMB-40**  
加工仕様  $\Phi 10 \sim \Phi 40, L 25 \sim 150$   
操作性・段取り性を重視  
コンパクト設計

超硬丸鋸切断機 TK-30GL  
超硬丸鋸切断機 TK100GL  
超硬丸鋸切断機 TK130GL  
超硬丸鋸切断機 TK160GL  
超硬丸鋸切断機 TK200GL

超硬丸鋸切断機 TJ-70GL  
超硬丸鋸切断機 TJ100GL  
超硬丸鋸切断機 TJ130GL  
両端加工機 TMB-53  
両端加工機 TMB-73

※手続き方法の概要については次頁をご参照ください。

## 適用手続き(中小企業経営強化税制A類型)概要



※各様式は中小企業ホームページからダウンロードできます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

### 『制度の概要』

青色申告書を提出する中小企業者等が指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却又は取得価額の10%** (資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%) の税額控除を選択適用することができます。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】第68条の15の5【連結法人】

指定期間：**平成29年4月1日から令和3年3月31日**

販売元



津根マシンツール株式会社

東京営業所 : TEL(03)3641-1191(代)

高崎営業所 : TEL(027)362-2641(代)

富山営業所 : TEL(076)469-4100(代)

名古屋営業所 : TEL(052)681-7861(代)

関西営業所 : TEL(078)903-0513(代)

九州営業所 : TEL(093)952-4888(代)

仙台出張所 : TEL(022)796-8810(代)

静岡出張所 : TEL(054)265-1110(代)

製造元



津根精機株式会社

〒939-2613

富山県富山市婦中町高日附852番地

(婦中機械工業センター内)

TEL(076)469-3330(代)

Web: <https://www.tsune.co.jp>

e-mail: [head@tsune21.com](mailto:head@tsune21.com)